

- 厚生労働省及び内閣府は、補正予算の成立に先駆けて下記2つの事務連絡を都道府県・市区町村宛に発出。都道府県・市町村議会への予算案の提出等、早期の予算化に向けた検討を速やかに進めるよう要請している。

※政府は11月29日に補正予算案を閣議決定。予算案は12月上旬に臨時国会に提出される見込み。

- ①介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策について

(介護保険最新情報 vol.1334)

[https://www.a-kaigo.gr.jp/admin\\_wp/wp-content/uploads/2024/12/001343016.pdf](https://www.a-kaigo.gr.jp/admin_wp/wp-content/uploads/2024/12/001343016.pdf)

(合計7枚)

- ②介護サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について (介護保険最新情報 vol.1335)

[https://www.a-kaigo.gr.jp/admin\\_wp/wp-content/uploads/2024/12/001343362.pdf](https://www.a-kaigo.gr.jp/admin_wp/wp-content/uploads/2024/12/001343362.pdf)

(合計39枚)

- 上記②の事務連絡では、以下を各都道府県・市町村において対応いただきたい標準として、次の2事業の両方を実施するよう要請するとともに、その支援の状況をフォローアップするとしている。

- ・光熱水費（電気代、ガス代、水道代、車輛の燃料費等）高騰への支援事業
- ・食材料費高騰への支援事業

- 当該交付金を活用した物価高騰対策については所在する地域によって支援額の多寡が異なる（いわゆるバラツキ）が課題となってきたことから、同事務連絡では令和5年度実績を図表化して公表して、足元の物価高騰を適切に反映した金額の支援を呼び掛けている。なお、養護老人ホームや軽費老人ホームも対象になる。

※全国社会福祉法人経営者協議会は、関係11団体連名による加藤財務大臣への「賃上げ・物価高騰対策等に関する要望書」を提出するなど要請活動を行ってきたところであるが、介護サービス事業所・施設等に適切に支援が行われるよう、都道府県や市町村レベルでの積極的な要請活動が求められます。

- 「賃上げ・物価高騰対策等に関する要望書」はコチラをご参照ください。

[https://www.a-kaigo.gr.jp/admin\\_wp/wp-content/uploads/2024/12/20241120.pdf](https://www.a-kaigo.gr.jp/admin_wp/wp-content/uploads/2024/12/20241120.pdf)